

六 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

改正案	現行
（用語の意義） 第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 四 （略） 五 公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託、特定目的信託又は有価証券 それぞれ所得税法第二条第一項第九号から第十三号まで、第十五号から第十五号の四まで又は第十七号に規定する公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託、特定目的信託又は有価証券をいう。 六 十五 （略） 2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 四 （略） 五 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。 六 十三 （略）	（用語の意義） 第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 四 （略） 五 公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、証券投資信託、公社債投資信託又は有価証券 それぞれ所得税法第二条第一項第九号から第十三号まで、第十五号又は第十七号に規定する公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、証券投資信託、公社債投資信託又は有価証券をいう。 六 十五 （略） 2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 四 （略） 五 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。 六 十三 （略）

3 (略)

(内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例)

第三条の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において昭和六十三年四月一日以後に支払うべき利子等又は投資信託(公社債投資信託、特定株式投資信託(信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十一条に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同じ。)

及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定目的信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者は、大蔵省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払に関する同法第二百二十五条第一項の調書を同一の内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日(無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、投資信託(特定株式投資信託を除く。)若しくは特定目的信託の受益証券の収益の分配に関するものについては、その支払をした日)の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない。

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

3 (略)

(内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例)

第三条の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において昭和六十三年四月一日以後に支払うべき利子等又は公社債投資信託以外の証券投資信託(信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十一条に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するもの(以下この節において「特定株式投資信託」という。)を除く。)の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者は、大蔵省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払に関する同法第二百二十五条第一項の調書を同一の内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日(無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託若しくは証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)の受益証券の収益の分配に関するものについては、その支払をした日)の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない。

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三条の三 居住者が、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券（政令で定めるものを除く。）の利子又は収益の分配に係る所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外公社債等の利子等」という。）につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等については、同法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

24（略）

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十一条第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項、第八十二条の六第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三条の三第二項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

第三条の三 居住者が、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された公社債又は公社債投資信託の受益証券（政令で定めるものを除く。）の利子又は収益の分配に係る所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外公社債等の利子等」という。）につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等については、同法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

24（略）

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十一条第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三条の三第二項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6 所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人（以下この項において「公共法人等」という。）又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）若しくは同条第四項に規定する証券業者等（内国法人に限る。）が、国外公社債等の利子等の支払を受ける場合において、政令で定めるところにより、当該支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者を経由して税務署長に提出したときは、当該国外公社債等の利子等の額のうち、当該公共法人等又は金融機関若しくは証券業者等が当該国外公社債等の利子等に係る公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券を引き続き所有していた期間に対応する部分の金額として政令で定める金額については、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

7 （略）

（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税等に係る限度額の特例）
第三条の四 （略）

2 国内に住所を有する個人で老人等であるものが、平成六年一月一日以後に所得税法第十条第一項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券に係る同条の規定の適用については、同条第七項第一号中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

6 所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人（以下この項において「公共法人等」という。）又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）若しくは同条第四項に規定する証券業者等（内国法人に限る。）が、国外公社債等の利子等の支払を受ける場合において、政令で定めるところにより、当該支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者を経由して税務署長に提出したときは、当該国外公社債等の利子等の額のうち、当該公共法人等又は金融機関若しくは証券業者等が当該国外公社債等の利子等に係る公社債又は公社債投資信託の受益証券を引き続き所有していた期間に対応する部分の金額として政令で定める金額については、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

7 （略）

（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税等に係る限度額の特例）
第三条の四 （略）

2 国内に住所を有する個人で老人等であるものが、平成六年一月一日以後に所得税法第十条第一項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券に係る同条の規定の適用については、同条第七項第一号中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、第一項に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項、第八十二条の六第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第六条第一項（民間国外債等の利子の課税の特例）に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

4 14 (略)

(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)

第八条 国内に営業所を有する銀行その他の政令で定める金融機関（以下この条において「金融機関」という。）が支払を受ける公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託に

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、第一項に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第六条第一項（民間国外債等の利子の課税の特例）に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

4 14 (略)

(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)

第八条 国内に営業所を有する銀行その他の政令で定める金融機関（以下この条において「金融機関」という。）が支払を受ける公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配で次に掲げるものについては、所得税法第百七十四条、第百七十五条、第百七十八条、第百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定

限る。第三号において「特定公募公社債等運用投資信託」という。

「の収益の分配で次に掲げるものについては、所得税法第七十四条、第七十五条、第七十八条、第七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一・二（略）

三 金融機関を委託者とし、かつ、当該金融機関を受益者とする合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配でその委託した期間（貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配については、当該貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の受益証券が引き続き記名式であつた期間）内に生じたもの

25（略）

（公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が昭和六十三年四月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で次に掲げる受益証券の収益の分配に係るもの（以下この条において「公募投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。）については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

は、適用しない。

一・二（略）

三 金融機関を委託者とし、かつ、当該金融機関を受益者とする合同運用信託の収益の分配でその委託した期間（貸付信託の収益の分配については、当該貸付信託の受益証券が引き続き記名式であつた期間）内に生じたもの

25（略）

（証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が昭和六十三年四月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）として政令で定めるもの）により行われたものに限るものとし、特定株式投資信託を除く。「の収益の分配に係るもの（以下この条において「証券投資信託の収益の分配に係る配当等」という。）については、所得税法第二十

一 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）として政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の受益証券

二 公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益証券

三 社債的受益証券（その信託契約に資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百六十九条第四号に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権に係る受益証券をいう。）

2 前項の規定は、所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける公募投資信託等の収益の分配に係る配当等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについては、適用しない。

3 非居住者、内国法人又は外国法人が昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき公募投資信託等の収益の分配に係る配当等（所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受

二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

（新設）

（新設）

（新設）

2 前項の規定は、所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける証券投資信託の収益の分配に係る配当等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについては、適用しない。

3 非居住者、内国法人又は外国法人が昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当等（所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受け

けるべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）に対する同法第七十条、第七十五条又は第七十九条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

4 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき公募投資信託等の収益の分配に係る配当等に対する所得税法百八十二条又は第二百十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

5 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき公募投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四条第一項から第三項まで及び第二百五条第一項のうち当該公募投資信託等の収益の分配に係る配当等に係る部分の規定は、適用しない。

（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第八条の三 居住者が、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された前条第一項各号に掲げる受益証券の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外公募投資信託等の配当等」という。）につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外

るべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）に対する所得税法第七十条、第七十五条又は第七十九条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

4 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当等に対する所得税法百八十二条又は第二百十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

5 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四条第一項から第三項まで及び第二百五条第一項のうち当該証券投資信託の収益の分配に係る配当等に係る部分の規定は、適用しない。

（国外で発行された証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第八条の三 居住者が、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものに相当する勧誘として政令で定めるものにより行われたものに限る。）の受益証券の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「公募国外証券投資信託の配当

公募投資信託等の配当等については、同法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人（所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人を除く。以下この条において同じ。）は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定目的信託の受益証券の収益の分配に係る同法第二十四条第一項に規定する配当等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外投資信託等の配当等」という。）につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外投資信託等の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について次の各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を適用して所得税を課する。

一 国外公募投資信託等の配当等 百分の十五

二 国外公募投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等 百分の二十

3 昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者は、当該

等」という。）につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき公募国外証券投資信託の配当等については、同法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人（所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人を除く。以下この条において同じ。）は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された証券投資信託の受益証券の収益の分配に係る同法第二十四条第一項に規定する配当等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外証券投資信託の配当等」という。）につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について次の各号に掲げる国外証券投資信託の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を適用して所得税を課する。

一 公募国外証券投資信託の配当等 百分の十五

二 公募国外証券投資信託の配当等以外の国外証券投資信託の配当等 百分の二十

3 昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外証券投資信託の配当等の国内における支払の取扱者は、当

居住者又は内国法人に当該国外投資信託等の配当等の交付をする際、その交付をする金額（当該国外投資信託等の配当等が国外公募投資信託等の配当等である場合において、次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額）に前項各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 前二項の場合において、居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外投資信託等の配当等につきその支払の際に課される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）の額があるときは、次に定めるところによる。

一 当該国外投資信託等の配当等が国外公募投資信託等の配当等である場合には、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外公募投資信託等の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除するものとし、当該居住者に対する所得税法第九十五条の規定の適用については、ないものとする。

二 当該国外投資信託等の配当等が第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等である場合には、同項に規定する支払を受けるべき金額は、当該国外投資信託等の配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、

該居住者又は内国法人に当該国外証券投資信託の配当等の交付をする際、その交付をする金額（当該国外証券投資信託の配当等が公募国外証券投資信託の配当等である場合において、次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額）に前項各号に掲げる国外証券投資信託の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 前二項の場合において、居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等につきその支払の際に課される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）の額があるときは、次に定めるところによる。

一 当該国外証券投資信託の配当等が公募国外証券投資信託の配当等である場合には、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該公募国外証券投資信託の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除するものとし、当該居住者に対する所得税法第九十五条の規定の適用については、ないものとする。

二 当該国外証券投資信託の配当等が第二項第二号に掲げる国外証券投資信託の配当等である場合には、同項に規定する支払を受けるべき金額は、当該国外証券投資信託の配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、

同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外投資信託等の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項、第八十二条の六第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第八条の三第二項（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）」に規定する国外投資信託等の配当等と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6 第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外投資信託等の配当等を有する居住者については、当該国外投資信託等の配当等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは次の各号に定めるところにより、第八条の六の規定を適用する。

一 当該国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の六第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

二 当該国外投資信託等の配当等については、これを第八条の六第一項第一号に規定する内国法人から支払を受ける配当等とみなす。

7 前二項に定めるもののほか、国外投資信託等の配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他第一項

同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外証券投資信託の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第八条の三第二項（国外で発行された証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）」に規定する国外証券投資信託の配当等と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6 第二項第二号に掲げる国外証券投資信託の配当等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外証券投資信託の配当等を有する居住者については、当該国外証券投資信託の配当等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外証券投資信託の配当等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは次の各号に定めるところにより、第八条の六の規定を適用する。

一 当該国外証券投資信託の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の六第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

二 当該国外証券投資信託の配当等については、これを第八条の六第一項第一号に規定する内国法人から支払を受ける配当等とみなす。

7 前二項に定めるもののほか、国外証券投資信託の配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他第一

から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等）

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する投資法人（その規約に同条第二十三項に規定する投資主の請求により同条第二十一項に規定する投資口（以下この条において「投資口」という。）の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたものに限る。以下この条において「特定投資法人」という。）から支払を受けるもの（以下この条において「特定投資法人の投資口の配当等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 前項の規定は、所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける特定投資法人の投資口の配当等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについて

項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定証券投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等）

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十一項に規定する証券投資法人（その規約に同条第十五項に規定する投資主の請求により同条第十三項に規定する投資口（以下この条において「投資口」という。）の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたものに限る。以下この条において「特定証券投資法人」という。）から支払を受けるもの（以下この条において「特定証券投資法人の投資口の配当等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 前項の規定は、所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける特定証券投資法人の投資口の配当等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものにつ

は、適用しない。

3 非居住者、内国法人又は外国法人が支払を受けるべき特定投資法人の投資口の配当等（所得税法第六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）に対する同法第七十条、第七十五条又は第七十九条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

4 特定投資法人の投資口の配当等に対する所得税法第八十二条又は第二百十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

5 特定投資法人の投資口の配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四条第一項及び第二百五条第一項のうち当該特定投資法人の投資口の配当等に係る部分の規定は、適用しない。

（株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税）

第八条の五 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十一年一月一日以後に国内において内国法人から所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（投資信託又は特定目的信託の収益の分配に係るもの及び前条第一項に規定する特定投資法人の投資口の配当等を除く。以下この条において「配当等」という。）の支払を

いては、適用しない。

3 非居住者、内国法人又は外国法人が支払を受けるべき特定証券投資法人の投資口の配当等（所得税法第六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）に対する同法第七十条、第七十五条又は第七十九条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

4 特定証券投資法人の投資口の配当等に対する所得税法第八十二条又は第二百十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

5 特定証券投資法人の投資口の配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四条第一項及び第二百五条第一項のうち当該特定証券投資法人の投資口の配当等に係る部分の規定は、適用しない。

（株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税）

第八条の五 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十一年一月一日以後に国内において内国法人から所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（証券投資信託の収益の分配に係るもの及び前条第一項に規定する特定証券投資法人の投資口の配当等を除く。以下この条において「配当等」という。）の支払を受けるべ

受けるべき場合において、当該配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該内国法人を経由して納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出の日後において当該内国法人から支払を受けるべき配当等に係る配当所得については、当該配当等が次に掲げる配当等に該当する場合を除き、同法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の三十五の税率を適用して所得税を課する。この場合において、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一 その者がその配当等に係る事業年度終了の日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項又は第二項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口（同条第二十一項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。）の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する場合において、当該内国法人から支払を受けるべき配当等

二（略）

27（略）

き場合において、当該配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該内国法人を経由して納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出の日後において当該内国法人から支払を受けるべき配当等に係る配当所得については、当該配当等が次に掲げる配当等に該当する場合を除き、同法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の三十五の税率を適用して所得税を課する。この場合において、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一 その者がその配当等に係る事業年度終了の日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項又は第二項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人にあつては、発行済みの投資口（同条第十三項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。）の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する場合において、当該内国法人から支払を受けるべき配当等

二（略）

27（略）

(確定申告を要しない配当所得)

第八条の六 平成七年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(以下この条において「配当等」という。)で次に掲げるものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第百二十条、第百二十三条若しくは第百二十七条(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額又は同法第百二十一条第一項(同法第百六十六条において準用する場合を含む。)に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額の計算上当該配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、同法第百二十条から第百二十七条まで(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定を適用することができる。

一 内国法人から支払を受けるべき配当等(第八条の二第一項に規定する公募投資信託等の収益の分配に係る配当等、特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等その他の政令で定める投資信託又は特定目的信託の収益の分配に係る配当等及び第八条の四第一項に規定する特定投資法人の投資口の配当等を除く。以下この号において同じ。)で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が五万円(当該配当等の計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは、十万円)以下であるもの

二 (略)

2 (略)

(確定申告を要しない配当所得)

第八条の六 平成七年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(以下この条において「配当等」という。)で次に掲げるものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第百二十条、第百二十三条若しくは第百二十七条(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額又は同法第百二十一条第一項(同法第百六十六条において準用する場合を含む。)に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額の計算上当該配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、同法第百二十条から第百二十七条まで(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定を適用することができる。

一 内国法人から支払を受けるべき配当等(第八条の二第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等、特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等その他の政令で定める証券投資信託の収益の分配に係る配当等及び第八条の四第一項に規定する特定証券投資法人の投資口の配当等を除く。以下この号において同じ。)で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が五万円(当該配当等の計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは、十万円)以下であるもの

二 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例については、政令で定める。

（配当控除の特例）

第九条 個人の各年分の総所得金額のうちに次に掲げる配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。以下この条において同じ。）に係る配当所得がある場合には、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一 第八条の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する公募投資

資信託等の収益の分配に係る配当等（同項第二号に掲げる受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二十八条に規定する外国投資信託の受益証券に限る。次号において同じ。）の収益の分配に係るもの及び第八条の二第一項第三号に掲げる受益証券の収益の分配に係るものを除く。）

二 第八条の三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する国外公募投資信託等の配当等（第八条の二第一項第二号に掲げる受益証券の収益の分配に係るもの及び同項第三号に掲げる受益証券の収益の分配に係るものを除く。）

三 外貨建証券投資信託（証券投資信託のうち信託財産を主として外国通貨で表示される株式、債券その他の資産に運用する証券投資信託として政令で定めるものをいう。第四項において同じ。）

3 第一項に規定する配当等に係る所得税法第二百二十五条の規定の特例については、政令で定める。

（配当控除の特例）

第九条 個人の平成七年以後の各年分の総所得金額のうちに特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（第八条の二第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等又は第八条の三第一項に規定する公募外国証券投資信託の配当等に係るものに限る。）がある場合には、当該配当所得については、所得税法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

（新設）

（新設）

（新設）

	のうち特に外国通貨で表示される資産への運用の割合が高い証券投資信託として政令で定めるもの（同項において「特定外貨建証券投資信託」という。）の収益の分配に係る配当等（前二号に掲げるものを除く。） 四 法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託（その設定に係る受益証券の募集が投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する適格機関投資家私募として政令で定めるものにより行われたものに限る。）の収益の分配に係る配当等（第一号又は第二号に掲げるものを除く。） 五 特定目的信託の収益の分配に係る配当等 六 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（これに類する法人として政令で定めるものを含む。）から支払を受けるべき配当等 七 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人から支払を受けるべき配当等 2 前項の規定の適用がある場合において、同項各号に掲げる配当等以外の配当等に係る配当所得があるときにおける所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは、「係るもの及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条第一項各号（配当控除の特例）に掲げる配当等に係るもの」と読み替えるものとする。 3 個人の各年分の総所得金額のうちに特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該個人に対する所得税法第九
	（新設） （新設） （新設） （新設） 2 個人の平成七年以後の各年分の総所得金額のうちに特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該個人に対す

十二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「特定投資信託」とあるのは、「租税特別措置法第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（以下この項において「特定株式投資信託」という。）又は特定投資信託」と、同号ロ中「証券投資信託」とあるのは「特定株式投資信託以外の証券投資信託」と、同項第二号及び第三号中「証券投資信託」とあるのは「特定株式投資信託以外の証券投資信託」とする。

4 個人の各年分の総所得金額のうちに一般外貨建証券投資信託の収益の分配（特定外貨建証券投資信託以外の外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当等（第一項第一号又は第二号に掲げるものを除く。）をいう。）に係る配当所得がある場合には、当該個人に対する所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項第一号ロ中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうちに租税特別措置法第九条第四項（配当控除の特例）に規定する一般外貨建証券投資信託の収益の分配（以下この項において「一般外貨建証券投資信託の収益の分配」という。）に係る配当所得があるときは、当該証券投資信託の収

る所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「及び剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配及び租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（以下この項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配」と、同号ロ中「証券投資信託」とあるのは「特定株式投資信託以外の証券投資信託」と、同項第二号中「証券投資信託」とあるのは「特定株式投資信託以外の証券投資信託」と、「及び剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配」と、同項第三号中「及び剰余金の分配」とあるのは「剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配」と、「証券投資信託」とあるのは「特定株式投資信託以外の証券投資信託」とする。

3 個人の各年分の総所得金額のうちに外貨建証券投資信託（証券投資信託のうち信託財産を主として外国通貨で表示される株式、債券その他の資産に運用する証券投資信託として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該個人に対する所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは「係るもの及び租税特別措置法第九条第三項（配当控除の特例）に規定する外貨建証券投資信託（以下この項において「外貨建証券投資信託」という。）のうち特に同条第三項に規定する外国通貨で表示される資産への運用の割合が高い証券投資信託として政令で定めるもの（以下この

益の分配に係る配当所得の金額のうち、当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額については百分の二・五を、その他の金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額」と、同項第二号口中「合計額」とあるのは「合計額（当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうちに一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、その年分の課税総所得金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下であるときは、当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円を控除した金額に相当する金額については百分の一・二五を、その他の金額については百分の二・五を、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額とし、その年分の課税総所得金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超えるときは、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額については百分の一・二五を、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額に係る配当所得の金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額のうち、当該課税総所得金額から千万円と当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所

項において「特定外貨建証券投資信託」という。）の収益の分配に係るもの」と、同項第一号口中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうちに特定外貨建証券投資信託以外の外貨建証券投資信託（以下この項において「一般外貨建証券投資信託」という。）の収益の分配に係る配当所得があるときは、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額については百分の二・五を、その他の金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額）」と、同項第二号口中「合計額」とあるのは「合計額（当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうちに一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、その年分の課税総所得金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下であるときは、当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円を控除した金額に相当する金額については百分の一・二五を、その他の金額については百分の二・五を、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額とし、その年分の課税総所得金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超えるときは、当該証券投

得の金額との合計額を控除した金額に相当する金額については百分の二・五を、その他の金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額とする。」と、同項第三号ロ中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうちに一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得があるときは、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額については百分の一・二五を、その他の金額については百分の二・五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額）」とする。

（削除）

資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額については百分の一・二五を、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額のうち、当該課税総所得金額から千万円と当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額との合計額を控除した金額に相当する金額については百分の二・五を、その他の金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額とする。」と、同項第三号ロ中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうちに一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得があるときは、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額については百分の一・二五を、その他の金額については百分の二・五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額）」とする。

4

個人の各年分の総所得金額のうちに次に掲げる法人から支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等に係る配当所得がある場合における同法第九十二条第一項の規定の適用については、同項中「外国法人」とあるのは、「外国法人又は租税特別措置法第九条第四項各号（配当控除の特例）に掲げる法人」とする。

一 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定目的会社

二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に

規定する証券投資法人

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）

第九条の二 内国法人（所得税法別表第一一号に掲げる内国法人を除く。次項及び第四項において同じ。）は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された株式（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資を含む。）の利益の配当に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外株式の配当等」という。）につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外株式の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

2・3 （略）

4 第二項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十一条第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外株式の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項、第八十二条の六第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第九条の二第二項（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）

第九条の二 内国法人（所得税法別表第一一号に掲げる内国法人を除く。次項及び第四項において同じ。）は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された株式の利益の配当に係る同法第二十四条第一項に規定する配当等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外株式の配当等」という。）につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外株式の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

2・3 （略）

4 第二項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十一条第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外株式の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第九条の二第二項（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）」に規定する国外株式の配

に規定する国外株式の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5・6（略）

（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）

第九条の三 所得税法第七条第一項第四号、第七十四号、第七十五号及び第二百十二条第三項の規定は、次の各号に掲げる法人がその資産として運用している公社債、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、株式又は出資（以下この条において「公社債等」という。）につき国内において同法第二十三条第一項に規定する利子等（以下この条において「利子等」という。）又は同法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この条において「配当等」という。）の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該各号に掲げる法人の運用に係る資産である旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

一 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下この号において同じ。）のうち、次のいずれかに該当するもの

イ その有する資産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的として設立されたものとして政令で定める投資法人

当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5・6（略）

（証券投資法人の運用財産に係る利子等の課税の特例）

第九条の三 所得税法第七条第一項第四号、第七十四号、第七十五号及び第二百十二条第三項の規定は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人（以下この条において「証券投資法人」という。）がその資産として運用している公社債、合同運用信託、証券投資信託、株式又は出資（以下この条において「公社債等」という。）につき国内において所得税法第二十三条第一項に規定する利子等又は同法第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該証券投資法人の運用に係る資産である旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

（新設）

ロ その設立の際の投資口（投資信託及び投資法人に関する法律
第二条第二十一項に規定する投資口をいう。）の募集が証券取
引法第二条第三項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる
場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投
資法人

二 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会
社のうち、同条第一項に規定する特定資産が主として有価証券で
あるものとして政令で定めるもの

2

所得税法第七条第一項第四号、第七十四号、第七十五条及び
第二百十二条第三項の規定は、内国法人である信託会社（同法第百
七十六条第一項に規定する信託会社をいう。）が、証券投資信託以
外の投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第八条の二第一項
第一号に規定する公募により行われたものに限る。）の信託財産に
属する公社債等につき国内において利子等又は配当等の支払をする
者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨そ
の他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社
債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等
又は配当等については、適用しない。

（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）

第二十八条の四 個人が、他の者から取得をした土地（国内にあるも
のに限る。以下この条において同じ。）又は土地の上に存する権利
（以下この条において「土地等」という。）で事業所得又は雑所得

（新設）

（新設）

（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）

第二十八条の四 個人が、他の者から取得をした土地（国内にあるも
のに限る。以下この条において同じ。）又は土地の上に存する権利
（以下この条において「土地等」という。）で事業所得又は雑所得

の基因となるもののうち、その年一月一日において所有期間が五年以下であるもの（その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む。）の譲渡（地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（次項及び第三項第一号において「賃借権の設定等」という。）、特定目的信託の信託契約に基づく土地等の信託による当該土地等の移転（次項において「特定目的信託の設定」という。）及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において「土地の譲渡等」という。）をした場合には、当該土地の譲渡等による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第百六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該土地の譲渡等に係る事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得税を課する。

一・二（略）

2 前項に規定する所有期間とは、当該個人がその譲渡（賃借権の設定等及び特定目的信託の設定を含む。）をした土地等をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間をいう。

3 6（略）

の基因となるもののうち、その年一月一日において所有期間が五年以下であるもの（その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む。）の譲渡（地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（次項及び第三項第一号において「賃借権の設定等」という。）及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において「土地の譲渡等」という。）をした場合には、当該土地の譲渡等による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第百六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該土地の譲渡等に係る事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得税を課する。

一・二（略）

2 前項に規定する所有期間とは、当該個人がその譲渡（賃借権の設定等を含む。）をした土地等をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間をいう。

3 6（略）

(短期譲渡所得の課税の特例)

第三十二条 (略)

2 前項の規定は、個人が、その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式(出資を含む。)又はその信託財産に属する資産が主として土地等である法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託の受益証券(次に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)の譲渡で、その年一月一日において前項に規定する所有期間が五年以下である土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるものをした場合において、当該譲渡による所得が、事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして政令で定める株式又は受益証券の譲渡による所得に該当するときについて準用する。

一 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社であつて第六十七条の十四第一項第一号ロ(1)若しくは(2)に掲げるもの又は同号ロ(3)若しくは(4)に掲げるもの(法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。)に該当するものの資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資及び同条第六項に規定する特定出資(これらに類する出資として政令で定めるものを含む。)

二 投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する投資法人であつて、第六十七条の十五第一項第一号ロ(1)又は(2)に掲げるもの(法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当す

(短期譲渡所得の課税の特例)

第三十二条 (略)

2 前項の規定は、個人が、その有する資産が主として土地等である法人(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社であつて、第六十七条の十四第一項第一号ロ(1)に掲げるもの又は同号ロ(2)若しくは(3)に掲げるもの(法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。)に該当するものを除く。)の発行する株式(出資を含む。以下この項において同じ。)の譲渡で、その年一月一日において前項に規定する所有期間が五年以下である土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるものをした場合において、当該譲渡による所得が、事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして政令で定める株式の譲渡による所得に該当するときについて準用する。

(新設)

(新設)

るものを除く。)に該当するものの投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資口

三 特定目的信託であつて、第六十八条の三の三第一項第一号ロに掲げる要件に該当するもの(同項第二号イに規定する同族特定信託に該当するものを除く。)の受益証券

四 法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託であつて、第六十八条の三の四第一項第一号ロに掲げる要件に該当するもの(同項第二号イに規定する同族特定信託に該当するものを除く。)の受益証券

3・4 (略)

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 (略)

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一条に規定する投資口を除く。)その他これに類するものとして政令で定める株式(当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日(以下この項において「上場等の日」という。))においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。)の譲渡(上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第

(新設)

(新設)

3・4 (略)

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 (略)

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十三項に規定する投資口を除く。)その他これに類するものとして政令で定める株式(当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日(以下この項において「上場等の日」という。))においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。)の譲渡(上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第

二号に規定する外国証券会社をいう。)への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。)であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

3 前二項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るものを含むものとし、ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するものとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。)をいう。

一 (略)

二 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は有限会社の社員の持分、法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分(第四号に掲げるものを除く。)

三 転換社債(資産の流動化に関する法律百十三条の二第一項に規定する転換特定社債を含む。)及び新株引受権付社債(同法第百十三条の四第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。)

(削除)

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資(優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けすることができる権利を含む。)及び資産の流

第二条二号に規定する外国証券会社をいう。)への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。)であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

3 前二項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るものを含むものとし、ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するものとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。)をいう。

一 (略)

二 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は有限会社の社員の持分、法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分(第三号の二及び第四号に掲げるものを除く。)

三 転換社債及び新株引受権付社債

三の二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する優先出資(優先出資の引受けによる権利を含む。)

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資(優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利を含む。)

動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利及び同法第五条第一項第二号二(2)に規定する引受権並びに優先出資に類する出資として政令で定めるものを含む。）。

五 公社債投資信託以外の証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第八条の二第一項第一号に規定する公募により行われたものを除く。第五項において「私募証券投資信託」という。）又は証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもの（同項において「非公社債等投資信託」という。）の受益証券及び特定株式投資信託（第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。第三十七条の十五において同じ。）の受益証券

六 第八条の二第一項第三号に規定する社債的受益証券以外の特定目的信託の受益証券

4 （略）

5 私募証券投資信託、非公社債等投資信託又は特定目的信託（以下の項において「私募証券投資信託等」という。）の受益証券（特定目的信託の受益証券については、第三項第六号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について当該私募証券投資信託等の終了又は当該私募証券投資信託等の一部の解約によりその私募証券投資信託等の受益証券を有する者に対して支払われる金額（当該受益証券につき支払われるものに限る。）がある場合には、当該金額について

五 公社債投資信託以外の証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）として政令で定めるもの）により行われたものを除く。第五項において「私募証券投資信託」という。）の受益証券及び特定株式投資信託（第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。第三十七条の十五において同じ。）の受益証券

（新設）

4 （略）

5 私募証券投資信託の受益証券を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について当該私募証券投資信託の終了又は当該私募証券投資信託の一部の解約によりその私募証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額がある場合には、当該金額については、その私募証券投資信託について信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額）のうち当該受

は、その私募証券投資信託等について信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額）のうち当該受益証券に係る部分の金額までを限り、これを株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

6・7（略）

（公社債等の譲渡等による所得の課税の特例）

第三十七条の十五 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 公社債（第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債及び新株引受権付社債を除く。）並びに私募証券投資信託（同項第五号に規定する私募証券投資信託をいう。次号において同じ。）以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。同号において同じ。）
。）、公社債等運用投資信託及び貸付信託の受益証券並びに第八条の二第一項第三号に規定する社債的受益証券（次項第一号において「公社債等」という。）の譲渡による所得

二 私募証券投資信託以外の証券投資信託、公社債等運用投資信託及び特定目的信託（以下この号及び次項第二号において「公募証券投資信託等」という。）の終了又は公募証券投資信託等の一部の解約によりその公募証券投資信託等の受益証券（特定目的信託

受益証券に係る部分の金額までを限り、これを株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

6・7（略）

（公社債等の譲渡等による所得の課税の特例）

第三十七条の十五 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 公社債（転換社債及び新株引受権付社債を除く。）並びに証券投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託にあつてはその設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）として政令で定めるものにより行われたものに限るものとし、特定株式投資信託を除く。次号において同じ。）及び貸付信託の受益証券（次項第一号において「公社債等」という。）の譲渡による所得

二 証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約によりその証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該

の受益証券については、第八条の二第一項第三号に規定する杜債的受益証券に限る。以下この号及び次項第二号において同じ。）を有する者に対して支払われる金額とその公募証券投資信託等について信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額。次項第二号において同じ。）のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人（その規約に同条第二十三項に規定する投資主の請求により同条第二十一項に規定する投資口（以下この項及び次項において「投資口」という。）の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたもののうちその有する資産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とするものとして政令で定めるものに限る。次号及び次項において「特定の投資法人」という。）の投資口の譲渡による所得

四 第三十七条の十第四項各号に規定する事由により特定の投資法人の投資口を有する者に対して交付される当該投資口に係る当該

金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額。次項第二号において同じ。）のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人（その規約に同条第十五項に規定する投資主の請求により同条第十三項に規定する投資口（以下この項及び次項において「投資口」という。）の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたものに限る。次号及び次項において「特定証券投資法人」という。）の投資口の譲渡による所得

四 第三十七条の十第四項各号に規定する事由により特定証券投資法人の投資口を有する者に対して交付される当該投資口に係る当

各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。次項第四号において同じ。）が当該投資口の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額
2 次に掲げる金額は、所得税法の規定の適用については、ないものとみなす。

一 （略）

二 前項第二号に規定する事由により同号の公募証券投資信託等の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその公募証券投資信託等について信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

三 特定の投資法人の投資口の譲渡による収入金額が当該投資口の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額

四 第三十七条の十第四項各号に規定する事由により特定の投資法人の投資口を有する者に対して交付される当該投資口に係る当該各号に掲げる金額が当該投資口の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

3・4 （略）

（居住者に係る特定外国子会社等の留保金額の総収入金額算入）
第四十条の四 （略）

該各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。次項第四号において同じ。）が当該投資口の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額
2 次に掲げる金額は、所得税法の規定の適用については、ないものとみなす。

一 （略）

二 前項第二号に規定する事由により同号の証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

三 特定証券投資法人の投資口の譲渡による収入金額が当該投資口の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額

四 第三十七条の十第四項各号に規定する事由により特定証券投資法人の投資口を有する者に対して交付される当該投資口に係る当該各号に掲げる金額が当該投資口の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

3・4 （略）

（居住者に係る特定外国子会社等の留保金額の総収入金額算入）
第四十条の四 （略）

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額のうちに居住者（当該居住者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者を含む。以下この号において同じ。）及び内国法人が有し、並びに特定信託（同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる株式会社である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれが多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）
その発行済株式（議決権のない株式を除く。）の総数のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ロ 請求権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）
その発行済株式（請求権のない株式を除く。）の総数のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額のうちに居住者（当該居住者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者を含む。以下この号において同じ。）及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる株式会社である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれが多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）
その発行済株式（議決権のない株式を除く。）の総数のうちに居住者及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ロ 請求権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）
その発行済株式（請求権のない株式を除く。）の総数のうちに居住者及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

除く。）の総数の占める割合

ハ（略）

二（略）

三 直接及び間接保有の株式等 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場合に限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる居住者に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他

ハ（略）

二（略）

三 直接及び間接保有の株式等 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者又は内国法人及び当該一の居住者又は内国法人と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる居住者に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他

の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

二（略）

4・5（略）

（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）

第四十一条の九（略）

2・3（略）

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合におい

の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

二（略）

4・5（略）

（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）

第四十一条の九（略）

2・3（略）

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合におい

て、懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払若しくは交付を受け、又は受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項、第八十二条の六第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の九第二項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5
（略）

（償還差益に対する分離課税等）

第四十一条の十二 （略）

2・3 （略）

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法（第二編、第三編及び第五編第一章を除く。）並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還（買入消却を含む。）が行われる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者（当該取得者と当該償還を受ける者とが異なる場合には、当該償還を受ける者）が償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。この場合において、当該取得者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する

て、懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払若しくは交付を受け、又は受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の九第二項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5
（略）

（償還差益に対する分離課税等）

第四十一条の十二 （略）

2・3 （略）

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法（第二編、第三編及び第五編第一章を除く。）並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還（買入消却を含む。）が行われる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者（当該取得者と当該償還を受ける者とが異なる場合には、当該償還を受ける者）が償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。この場合において、当該取得者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する

法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項、第八十二条の六第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二第二項（償還差益に対する分離課税等）に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5
22 （略）

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 （略）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地の譲渡等 次に掲げる行為をいう。

イ 土地（国内にあるものに限る。以下この号において同じ。）又は土地の上に存する権利（以下この節において「土地等」という。）の譲渡（地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（次項において「賃借権の設定等」という。）、法人税法第二条第二十九号の二に規定する特定目的信託の信託契約に基づく土地等の信託による当該土地等の移転（次項において「特定目的信託の設定」という。）及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。）

ロ その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式

法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二第二項（償還差益に対する分離課税等）に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5
22 （略）

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 （略）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地の譲渡等 次に掲げる行為をいう。

イ 土地（国内にあるものに限る。以下この号において同じ。）又は土地の上に存する権利（以下この節において「土地等」という。）の譲渡（地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（次項において「賃借権の設定等」という。）、及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。）

ロ その有する資産が主として土地等である法人（特定目的会社

（出資を含む。）又はその信託財産に属する資産が主として土地等である法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託の受益証券（次に掲げるものを除く。）の譲渡で、土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

(1) 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社であつて第六十七条の十四第一項第一号ロ(1)若しくは(2)に掲げるもの又は同号ロ(3)若しくは(4)に掲げるもの（法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。に該当するものの資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資及び同条第六項に規定する特定出資（これらに類する出資として政令で定めるものを含む。）

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人であつて、第六十七条の十五第一項第一号ロ(1)又は(2)に掲げるもの（法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するものの投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口(3) 法人税法第二条第二十九号の二に規定する特定目的信託であつて、第六十八条の三の三第一項第一号ロに掲げる要件に該当するもの（同項第二号イに規定する同族特定信託に該当するものを除く。）の受益証券

(4) 法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託であつて、第六十八条の三の四第一項第一号ロに掲げる要件に該当するもの（同項第二号イに規定する同族特定信託に該当するもの

による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社であつて、第六十七条の十四第一項第一号ロ(1)に掲げるもの又は同号ロ(2)若しくは(3)に掲げるもの（法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するものを除く。）の発行する株式（出資を含む。）の譲渡で、土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

を除く。)の受益証券

ハ・ホ (略)

二 (略)

3 第一項の規定は、土地等の譲渡（賃借権の設定等及び特定目的信託の設定を含む。以下この節において同じ。）のうち、法人税法第二十一条に規定する棚卸資産（その取得をした日から譲渡をした日までの間において当該法人の事業の用に供されたものとして政令で定めるものを除く。）の譲渡で政令で定めるものに該当するものについては、適用しない。

4 13 (略)

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十五条の七 (略)

2 9 (略)

10 この条及び次条における用語については、次に定めるところによる。

一 譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為及び法人税法第二十一条の二に規定する特定目的信託の信託契約に基づく資産の信託による当該資産の移転を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ・ロ (略)

ハ・ホ (略)

二 (略)

3 第一項の規定は、土地等の譲渡（賃借権の設定等を含む。以下この節において同じ。）のうち、法人税法第二十一条に規定する棚卸資産（その取得をした日から譲渡をした日までの間において当該法人の事業の用に供されたものとして政令で定めるものを除く。）の譲渡で政令で定めるものに該当するものについては、適用しない。

4 13 (略)

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十五条の七 (略)

2 9 (略)

10 この条及び次条における用語については、次に定めるところによる。

一 譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ・ロ (略)

二〇四（略）

（国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十六条の四（略）

2〇5（略）

6 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を他の者（当該法人に係る他の国外関連者、当該国外関連者と特殊の関係のある内国法人及び当該国外関連者と特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産との間に第六十八条の三の五第一項に規定する特殊の関係がある場合における当該特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場合に限る。）を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該法人と当該非関連者との取引は、当該法人の国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

7〇15（略）

16 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第五項及び同法第七十一条の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法

二〇四（略）

（国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十六条の四（略）

2〇5（略）

6 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を他の者（当該法人に係る他の国外関連者及び当該国外関連者と特殊の関係のある内国法人を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該法人と当該非関連者との取引は、当該法人の国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

7〇15（略）

16 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第五項及び同法第七十一条の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法

第六十六条の四第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）
「と、同条中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第
六十六条の四第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」
と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とする。

一・二（略）

17
20（略）

（内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十六条の六（略）

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該
各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金
額のうちに第二条第一項第一号の二に規定する居住者（当該居住
者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係の
ある同項第一号の二に規定する非居住者を含む。以下この号にお
いて「居住者」という。）及び内国法人が有し、並びに特定信託
（同法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下こ
の項及び次項において同じ。）の受託者である内国法人が当該特
定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の総数
又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲
げる株式会社である場合には、当該割合とそれぞれイからハまで
に定める割合のいずれか多い割合）が百分の五十を超えるものを
いう。

第六十六条の四第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）
「と、同条中「前条の規定」とあるのは「前条及び租税特別措置法
第六十六条の四第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）
の規定」とする。

一・二（略）

17
20（略）

（内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十六条の六（略）

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該
各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金
額のうちに第二条第一項第一号の二に規定する居住者（当該居住
者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係の
ある同項第一号の二に規定する非居住者を含む。以下この号にお
いて「居住者」という。）及び内国法人の有する直接及び間接保
有の株式等の総数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次の
イからハまでに掲げる株式会社である場合には、当該割合とそれ
ぞれイからハまでに定める割合のいずれか多い割合）が百分の五
十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）その発行済株式（議決権のない株式を除く。）

の総数のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ロ 請求権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）その発行済株式（請求権のない株式を除く。）

の総数のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ハ（略）

二（略）

三 直接及び間接保有の株式等 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。）内国法人又は特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産とし

イ 議決権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）その発行済株式（議決権のない株式を除く。）

の総数のうちに居住者及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ロ 請求権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）その発行済株式（請求権のない株式を除く。）

の総数のうちに居住者及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ハ（略）

二（略）

三 直接及び間接保有の株式等 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。）又は内国法人及び当該一の居住者又は内国法人と法人税法第二条第十号に規定す

て当該外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場合に限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3

第一項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法

る政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3

第一項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものの以外の者との間で行っている場合として政令で定

人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

二（略）

4・5（略）

（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）

第六十七条の六 内国法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託（次項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る法人税法第二十三条及び第九十三条の規定の適用については、同法第二十三条第一項第一号中「又は剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配」と、「の額」とあるのは「又は租税特別措置法第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（第三号において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配の額」と、同項第三号中「証券投資信託」とあるのは「証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）」と、同法第九十三条第二号中「益金不算入）」とあるのは「益金不算入」（租税特別措置法第六十七条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）と、「同条第二項」とあるのは「第二十三条第二項」とする。

2（略）

める場合

二（略）

4・5（略）

（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）

第六十七条の六 内国法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託（次項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る法人税法第二十三条及び第九十三条の規定の適用については、同法第二十三条第一項第一号中「又は剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配」と、「の額」とあるのは「又は租税特別措置法第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（次号において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配の額」と、同項第二号中「証券投資信託」とあるのは「証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）」と、同法第九十三条第二号中「益金不算入）」とあるのは「益金不算入」（租税特別措置法第六十七条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）と、「同条第二項」とあるのは「第二十三条第二項」とする。

2（略）

(特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七条の十四 資産の流動化に関する法律(以下この項において「資産流動化法」という。)第二条第三項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当(資産流動化法第二百一条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この項及び第四項において同じ。)の額(法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この項及び第四項において同じ。)で第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 資産流動化法第八条第一項の特定目的会社名簿に登録されているものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) その発行(当該発行に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした特定社債券(資産流動化法第二条第八項に規定する特定社債券をいう。以下この項において同じ。)の発行価額の総額が一億円以

(特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七条の十四 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この項において「資産流動化法」という。)第二条第二項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当(資産流動化法第二百一条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この条において同じ。)の額(法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において同じ。)で第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 資産流動化法第三条の登録を受けているものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) その発行(当該発行に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした特定社債券(資産流動化法第二条第六項に規定する特定社債券をいう。以下この項において同じ。)の発行価額の総額が一億円以

上であるもの

(2) その発行をした特定社債券が証券取引法第二条第三項第一

号に規定する適格機関投資家（以下この号において「適格機
関投資家」という。）のみによつて引き受けられたもの

(3) その発行をした優先出資証券（資産流動化法第二条第八項
に規定する優先出資証券をいう。以下この号において同じ。
）が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(4) （略）

ハ その発行をした特定社債券及び優先出資証券に係るそれぞれ
の募集が主として国内において行われるものとして政令で定め
るものに該当するものであること。

ニ （略）

二 次に掲げるすべての要件

イ 資産流動化法第四十二条に規定する資産の流動化に係る業
務及びその附帯業務を同条に規定する資産流動化計画に従つて
行っていること。

ロ （略）

ハ 資産流動化法第四十四条第一項に規定する特定資産を信託
財産として信託していること又は当該特定資産（同条第四項各
号に掲げる資産に限る。）の管理及び処分に係る業務を他の者
に委託していること。

上であるもの又はその発行をした特定社債券が同号に規定す
る適格機関投資家（以下この号において「適格機関投資家」
という。）のみによつて引き受けられたもの

（新設）

(2) その発行をした優先出資証券（資産流動化法第二条第六項
に規定する優先出資証券をいう。以下この号において同じ。
）が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(3) （略）

（新設）

ハ （略）

二 次に掲げるすべての要件

イ 資産流動化法第四十二条に規定する特定資産の流動化に係
る業務及びその附帯業務を同条に規定する資産流動化計画に従
つて行っていること。

ロ （略）

ハ 資産流動化法第四十四条第一項に規定する特定資産の管理
及び処分に係る業務を他の者に委託していること又は当該特定
資産を信託財産として信託していること。

二 当該事業年度終了の時ににおいて法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するもの（前号ロ(1)又は(2)に該当するものを除く。）でないこと。

ホ・ヘ（略）

2 特定目的会社に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十三条 第一項	内国法人が受ける	内国法人（資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）を除く。以下この項において同じ。）が受ける
（略）	（略）	（略）
第六十九条 第四項	内国法人が外国子会社	内国法人（特定目的会社を除く。以下この項及び第六項において同じ。）が外国子会社

3 特定目的会社に対するこの法律の規定の適用については、次の表

二 当該事業年度終了の時ににおいて法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するもの（前号ロ(1)に該当するものを除く。）でないこと。

ホ・ヘ（略）

2 特定目的会社に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十三条 第一項	内国法人が受ける	内国法人（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項（定義）に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）を除く。以下この項において同じ。）が受ける
（略）	（略）	（略）

3 特定目的会社に対するこの法律の規定の適用については、次の表

の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十七条の九第一項	ものを除く	もの並びに資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（第六十一条の四第一項において「特定目的会社」という。）を除く
(略)	(略)	(略)

4・5 (略)

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合
に限り、適用する。

7・8 (略)

9 第一項から第四項まで及び前三項の規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の施行の日（以下この項において「改正法の施

の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十七条の九第一項	ものを除く	もの並びに特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社（第六十一条の四第一項において「特定目的会社」という。）を除く
(略)	(略)	(略)

4・5 (略)

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号ロに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合に限り、適用する。

7・8 (略)

(新設)

行目」という。)前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下この項において「旧資産流動化法」という。)第二条第二項に規定する特定目的会社(以下この項において「旧特定目的会社」という。)の改正法の施行日以後最初に終了する事業年度から計画終了事業年度(当該旧特定目的会社の改正法の施行日前に受けた旧資産流動化法第三条の登録に係る旧資産流動化法第四条第一項第四号に規定する資産流動化計画の計画期間終了の日を含む事業年度をいう。)までの各事業年度分の法人税及び法人が改正法の施行日以後に旧特定目的会社から支払を受ける利益の配当(旧資産流動化法第二百二条第一項に規定する金銭の分配を含む。)の額(法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。)について準用する。この場合において、第一項から第四項まで及び前三項の規定の技術的読替えその他旧特定目的会社に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「投資法人法」という。)第二条第十九項に規定する投資法人(第一号に掲げる要件を満たすものに限る。)が支払う投資法人法第三百三十六条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額(法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において「配当等の額」とい

(証券投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(以下この条において「証券投資法」という。)第二条第十一項に規定する証券投資法人(第一号に掲げる要件を満たすものに限る。)が支払う証券投資法第三百三十六条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額(法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において「配当

う。)で第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一次に掲げるすべての要件

イ 投資法人法第百八十七条の登録を受けているものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) その設立に際して発行(当該発行に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした投資口(投資法人法第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。)の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) (略)

ハ その発行をした投資口に係る募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

ニ (略)

二次に掲げるすべての要件

イ 投資法人法第六十三条の規定に違反している事実がないこと。

等の額」という。)で第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一次に掲げるすべての要件

イ 証券投資法第百八十七条の登録を行つていること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) その設立に際して発行(当該発行に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした投資口(証券投資法第二条第十三項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。)の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) (略)

(新設)

ハ (略)

二次に掲げるすべての要件

イ 証券投資法第六十三条の規定に違反している事実がないこと。

	第二条第十号	ロ その資産の運用に係る業務を投資法人法第百九十八条第一項に規定する投資信託委託業者（投資法人法第二百二十三条の三第二項の規定により投資信託委託業者とみなされる同条第一項に規定する認可投資顧問業者を含む。）に委託していること。 ハ その資産の保管に係る業務を投資法人法第二百八条第二項各号のいずれかに該当する法人に委託していること。 ニ～ヘ （略） 2 投資法人法第二条第十九項に規定する投資法人（以下この条において「投資法人」という。）に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、投資法人法第二条第二十一項に規定する投資口は株式とみなす。 3 投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。
会社をいう	その会社	
投資法人をいう	その投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十九項（定義）に規定する投資法人をいう。以下同じ。）	

	第二条第十号	ロ その資産の運用に係る業務を証券投資法第百九十九条各号のいずれかに該当する法人に委託していること。 ハ その資産の保管に係る業務を証券投資法第二百八条第二項各号のいずれかに該当する法人に委託していること。 ニ～ヘ （略） 2 証券投資法第二条第十一項に規定する証券投資法人（以下この条において「証券投資法人」という。）に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、証券投資法第二条第十三項に規定する投資口は株式とみなす。 3 証券投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。
会社をいう	その会社	
証券投資法人をいう	その証券投資法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十一項（定義）に規定する証券投資法人をいう。以下同じ。）	

4

投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上

第二十三條 第一項	内国法人が受ける	内国法人（投資法人を除く。）が受ける
第六十六條 第二項	若しくは資本	（投資法人を除く。）若しくは資本
第六十七條 第六項	会社が 当該会社	投資法人が 当該投資法人
第六十九條 第一項	所得の金額	所得の金額（租税特別措置法第六十七條の十五第一項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける投資法人にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額）
第六十九條 第四項	内国法人が外国子会社	内国法人（投資法人を除く。以下この項及び第六項において同じ。）が外国子会社

4

証券投資法人に対する第五十七條の九第一項及び第六十一條の四

第二十三條 第一項	内国法人が受ける	内国法人（証券投資法人を除く。）が受ける
第六十六條 第二項	若しくは資本	（証券投資法人を除く。）若しくは資本
第六十七條 第六項	会社が 当該会社	証券投資法人が 当該証券投資法人
第六十九條 第一項	所得の金額	所得の金額（租税特別措置法第六十七條の十五第一項（証券投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける証券投資法人にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額）

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十七条の九第一項	ものを除く	もの並びに投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第六十一条の四第一項において同じ。）を除く
第六十一条の四第一項	当該法人	当該法人（投資法人を除く。）
第六十二条の三第三項	該当するもの	該当するもの及び第六十七条の十五第一項に規定する投資法人が行う譲渡で同項第二号（同号ホを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの

5 法人が投資法人から支払を受ける配当等の額は、法人税法第二十三条第一項及び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の損確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損

第一項の規定の適用については、第五十七条の九第一項中「ものを除く」とあるのは「もの並びに証券投資法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人をいう。第六十一条の四第一項において同じ。）を除く」と、第六十一条の四第一項中「当該法人」とあるのは「当該法人（証券投資法人を除く。）」とする。

5 法人が証券投資法人から支払を受ける配当等の額は、法人税法第二十三条第一項及び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の損確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合に限り、適用する。

7 (略)

8 前二項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用その他投資法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定目的信託に係る課税の特例)

第六十八条の三の三 法人税法第二十九条の二に規定する特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額（以下この項及び第十項において「利益の分配の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす計算期間（同法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）に係るものは、当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 資産の流動化に関する法律第六十四条第一項の規定による届出が行われているものであること。

金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号ロに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合に限り、適用する。

7 (略)

8 前二項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用その他証券投資法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) その発行者（証券取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）の発行に係る受益証券の募集が同条第三項に規定する勧誘（同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）であつて、その受益証券の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) その発行者の発行に係る受益証券が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(3) その発行者の発行に係る受益証券が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のみによつて引き受けられたもの

ハ その発行者の発行に係る受益証券の募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

ニ その他政令で定める要件

二 次に掲げるすべての要件

イ 当該計算期間終了の時において同族特定信託（受益権を有する者の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する受益権のその特定信託に係るすべての受益権に対する割合が百分の五十以上に相当するものとして政令で定める特定信託をいう。次条第一項第二号イにおいて同じ。）に該当しないこと。

ロ 当該計算期間に係る利益の分配の額が当該計算期間の分配可

能所得の金額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ハ その他政令で定める要件

2 特定目的信託の信託財産に帰せられる法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額に係る同法第八十二条の三の規定の適用については、同条第一項中「第四十二条」とあるのは、「第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第四十二条」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第八十二条の七の規定の適用については、同条第一項中「所得の金額」とあるのは、「所得の金額（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定目的信託に係る課税の特例）の規定の適用がある特定目的信託にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額）」とする。

4 第六十一条の四の規定は、特定目的信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該交際費等の額のうち当該各号に定める金額）」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5 特定目的信託の受託者である内国法人が当該特定目的信託の信託

財産につき第六十二条の第三第二項第一号に規定する土地の譲渡等（同号イに規定する土地等の譲渡のうち第一項第二号（同号ロを除く。）に掲げる要件を満たす計算期間において行うものを除く。）をした場合には、当該内国法人に対して課する特定目的信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（第七項の規定の適用があるものを除く。）に係る第六十二条の第三第二項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6 第六十二条の第三第四項から第十三項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定の技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 特定目的信託の受託者である内国法人が当該特定目的信託の信託財産につき第六十三条第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該内国法人に対して課する特定目的信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る同項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

8 第六十三条第三項から第七項までの規定は、前項の規定を適用す

る場合について準用する。この場合において、これらの規定の技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 法人税法第八十二条の第十五第一項の規定は、特定目的信託の平成十四年三月三十一日までに終了する各計算期間において生じた欠損金額（同法第二条第二十号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）については、適用しない。ただし、特定目的信託の契約の終了の日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10 法人が受ける特定目的信託の利益の分配の額は、法人税法第二十三条第一項及び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

11 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする計算期間の法人税法第二条第三十一号の三に規定する特定信託確定申告書（次項において「確定申告書」という。）に、第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合に限り、適用する。

12 税務署長は、前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用

することができる。

13 前二項に定めるもののほか、第一項から第十項までの規定の適用
その他特定目的信託に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し
必要な事項は、政令で定める。

（特定投資信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の四 特定投資信託（法人税法第二条第二十九号の三
イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。）のうち第一号
に掲げる要件を満たすものの収益の分配の額として政令で定める金
額（以下この項及び第十項において「収益の分配の額」という。）
で第二号に掲げる要件を満たす計算期間（同法第十五条の二第一項
から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同
じ。）に係るものは、当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の
額に算入する。ただし、その収益の分配の額が当該計算期間の所得
の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に
算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この号において「
投資信託法」という。）第二十六条第一項又は第四十九条の四
第一項の規定による届出が行われているものであること。

ロ その受益証券の発行に係る募集が投資信託法第二条第十四項
に規定する適格機関投資家私募により行われるものとして政令
で定めるものに該当するものであること。

（新設）

	ハ	その受益証券の発行に係る募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。
	ニ	その他政令で定める要件
	二	次に掲げるすべての要件
	イ	当該計算期間終了の時ににおいて同族特定信託に該当していないこと。
	ロ	当該計算期間に係る収益の分配の額の分配可能所得の金額に占める割合として政令で定める割合が百分の九十を超えていること。
	ハ	その他政令で定める要件
2		特定投資信託（前項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の信託財産に帰せられる法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額に係る同法第八十二条の三の規定の適用については、同条第一項中「第四十二条」とあるのは、「第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第四十二条」とする。
3		第一項の規定の適用がある場合における法人税法第八十二条の七の規定の適用については、同条第一項中「所得の金額」とあるのは、「所得の金額（租税特別措置法第六十八条の三の四第一項（特定投資信託に係る課税の特例）の規定の適用がある同項に規定する特定投資信託にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額）」とする。
4		第六十一条の四の規定は、特定投資信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において

て、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該交際費等の額のうち当該各号に定める金額）」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5 特定投資信託の受託者である内国法人が当該特定投資信託の信託財産につき第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等（同号イに規定する土地等の譲渡のうち第一項第二号（同号ロを除く。）に掲げる要件を満たす計算期間において行うものを除く。）をした場合には、当該内国法人に対して課する特定投資信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（第七項の規定の適用があるものを除く。）に係る第六十二条の三第二項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6 第六十二条の三第四項から第十三項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定の技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 特定投資信託の受託者である内国法人が当該特定投資信託の信託

財産につき第六十三条第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該内国法人に対して課する特定投資信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る同項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

8 第六十三条第三項から第七項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定の技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 法人税法第八十二条の十五第一項の規定は、特定投資信託の平成十四年三月三十一日までに終了する各計算期間において生じた欠損金額（同法第二条第二十号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）については、適用しない。ただし、特定投資信託の契約の終了の日又は特定投資信託に該当しないこととなつた日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10 法人が受ける特定投資信託（第一項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の収益の分配の額は、法人税法第二十三条第一項及び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

11 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする計算期間の法人税法第二条第三十一号の三に規定する特定信託確定申告書（次

項において「確定申告書」という。）に、第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合に限り、適用する。

12 税務署長は、前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

13 前二項に定めるもののほか、第一項から第十項までの規定の適用その他特定投資信託に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十八条の三の五 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、当該特定信託に係る国外関連者（外国法人で、当該内国法人が当該特定信託の信託財産として当該外国法人

（新設）

の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（以下この条において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に係る取引のうち政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該内国法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該内国法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該特定信託の当該計算期間の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる方法により算定した金額をいう。

一 法人税法第二十一条に規定する棚卸資産（以下この項において「棚卸資産」という。）の販売又は購入 次に掲げる方法（二に掲げる方法は、イからハまでに掲げる方法を用いることができる。）でない場合限り、用いることができる。）

イ 独立価格比準法（特殊の関係にない売手と買手が、国外関連

取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生じる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。

ロ 再販売価格基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（以下この項において「再販売価格」という。）から通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ハ 原価基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を加算して計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ニ イからハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法

二 前号に掲げる取引以外の取引 次に掲げる方法（ロに掲げる方法は、イに掲げる方法を用いることができない場合に限り、用い

ることができる。)

イ 前号イからハまでに掲げる方法と同等の方法

ロ 前号ニに掲げる方法と同等の方法

3 特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において支出した寄附金の額（法人税法第三十七条第六項に規定する寄附金の額をいい、同条第一項の規定の適用を受けたものを除く。以下この条において同じ。）のうち当該特定信託に係る国外関連者に対するもの（同法第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する国外関連者に対する寄附金の額で当該国外関連者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）は、当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に係る同法第八十二条の三第一項において適用する同法第三十七条の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは、「前項及び租税特別措置法第六十八条の三の五第三項（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）」とする。

4 第一項の規定の適用がある場合における国外関連取引の対価の額と当該国外関連取引に係る同項に規定する独立企業間価格との差額（寄附金の額に該当するものを除く。）は、特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

5 特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託に係る国外関連者との取引を他の者（当該特定信

託に係る他の国外関連者、当該国外関連者と第六十六条の四第一項に規定する特殊の関係のある内国法人及び当該国外関連者その他の特定信託の信託財産との間に特殊の関係がある場合における当該他の特定信託の受託者である内国法人（当該他の特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場合に限る。）を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該特定信託の受託者である内国法人と当該非関連者との取引は、当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について行う国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

6 国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、特定信託の受託者である内国法人に当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類若しくは帳簿又はこれらの写しの提示又は提出を求めた場合において、当該内国法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行う法人又は内国法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の運用の内容が類似するものの当該運用に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法により算定した金額を当該独立企業間

価格と推定して、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額又は法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額につき同条第四十三号に規定する更正（第十五項において「更正」という。）又は同条第四十四号に規定する決定（第十五項において「決定」という。）をすることができる。

7 国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、特定信託の信託財産と当該特定信託に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該特定信託の受託者である内国法人に対し、当該国外関連者が保存する書類若しくは帳簿又はこれらの写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該内国法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該書類若しくは帳簿又はこれらの写しの入手に努めなければならない。

8 国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託に係る第六項に規定する書類若しくは帳簿又はこれらの写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかった場合において、当該内国法人が当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行う者に質問し、又は当該運用に関する帳簿書類を検査することができる。

- 9 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 10 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 11 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
- 一 第八項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者
- 12 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
- 13 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 14 第六十六条の四第十五項の規定は、特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において当該特定信託に係る国外関連者との間で取引を行った場合について準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の確

定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」とあるのは、「当該計算期間の特定信託確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

15 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）

又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ。この場合において、同条第五項及び同法第七十一条の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十八条の三の五第十五項（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同条中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十八条の三の五第十五項（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とする。

一 特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定 これらの更正決定に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規

定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日

二 前号に掲げる更正決定に伴い当該法人税に係る国税通則法第六十九条に規定する加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

16 特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つたことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限から一年間は、進行しない。

17 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

18 第一項の規定の適用がある場合において、特定信託の信託財産と当該特定信託に係る国外関連者（法人税法第百三十九条に規定する条約（以下この項において「租税条約」という。）の規定により租税条約の我が国以外の締約国（以下この項において「条約相手国」という。）の居住者又は法人とされるものに限る。）との間の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき大蔵大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意

をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について同項の規定の適用により納付すべき法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で大蔵大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

19 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債の利子の課税の特例）

第六十八条の三の六 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）において、特定国外受益者等に負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を支払う場合において、当該計算期間の当該特定国外受益者等に対する負債（利子の支払の基因となるものに限るものとし、当該特定国外受益者等が法人税法第百四十一条第一号から第三号まで

（新設）

に掲げる外国法人に該当する場合にはこれらの外国法人のいずれに該当するかに応じ当該特定国外受益者等のこれらの規定に定める国内源泉所得のうち政令で定めるもの（以下この項において「法人税の課税対象所得」という。）に含まれる利子に係るものを除く。）に係る平均負債残高（負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この項において同じ。）が当該計算期間の当該特定国外受益者等の当該特定信託の信託財産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「特定国外受益者等の元本持分」という。）の三倍に相当する金額を超えるときは、当該内国法人が当該特定信託の信託財産につき当該計算期間において当該特定国外受益者等に支払う負債の利子（当該特定国外受益者等の法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。）の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該特定信託の当該計算期間の総負債（利子の支払の基となるものに限る。）に係る平均負債残高が当該特定信託の当該計算期間の信託財産の額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「元本の額」という。）の三倍に相当する金額以下となる場合には、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、当該内国法人は、特定国外受益者等の元本持分及び元本の額に係る各倍数に代えて、当該特定信託の信託財産の運用と同種の運用を行う内国法人又は内国法人が

受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産又は当該特定信託の信託財産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

3 第一項に規定する特定国外受益者等とは、第二条第一項第一号の二に規定する非居住者又は外国法人で、当該特定信託の信託財産との間に、当該非居住者又は外国法人が当該特定信託に係る持分として政令で定めるもの（以下この項において「特定信託持分」という。）の合計の百分の五十以上の特定信託持分を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

4 第六十六条の五第五項及び第六項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、「確定申告書等に同項」とあるのは「特定信託確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する特定信託確定申告書をいう。次項において同じ。）に第六十八条の三の六第二項」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する特定国外受益者等が二以上ある場合の同項に規定する負債に係る平均負債残高等の計算、同項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の三の七 次に掲げる特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下第六十八条の三の十までにおいて同じ。）に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（以下第六十八条の三の十までにおいて「特定外国子会社等」という。）

が、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその特定信託の受託者である内国法人がその特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式（第六十六条の六第一項に規定する請求権のない株式をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係るものを除く。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下第六十八条の三の十までにおいて「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その特定信託の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその特定信託の各計算期間（法人税法第

（新設）

十五條の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下第六十八條の三の十までにおいて同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の当該外国関係会社の発行済株式（請求権のない株式を除く。）の総数又は出資金額（次号において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の五以上である場合における当該特定信託

二 特定信託の信託財産につき、その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の当該外国関係会社の発行済株式等のうちに占める割合が百分の五以上である一の子会社グループに当該特定信託の受託者である内国法人が属する場合における当該特定信託（前号に掲げる特定信託を除く。）

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額のうちに第二条第一項第一号の二に規定する居住者（当該居住者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者を含む。以下この号において「居住者」という。）及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する

直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる株式会社である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれが多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）

（）の総数のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ロ 請求権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）

（）の総数のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ハ 議決権のない株式及び請求権のない株式を発行している株式会社

イ又はロに定める割合のいずれが多い割合

二 未処分所得の金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた欠

損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。）、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場合に限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人と政令で定める特殊の關係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる特定信託に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら

行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限り。）その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で政令で定めるものを含む。）において行っている場合として政令で定める場合

4 第六十六条の六第四項の規定は第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人について、同条第五項の規定は第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託につき前項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第四項中「当該内国法人」とあるのは「当該特定信託」と、「各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定

申告書」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）の特定信託確定申告書（同法第二条第三十一号の三に規定する特定信託確定申告書」と、同条第五項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

第六十八条の三の八 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者であ

る内国法人が当該特定信託につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該特定信託に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。）の額のうち当該特定外国子会社等の課税対象留保金額に対応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について納付する控除対象外国法人税の額（同法第八十二条の七第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下第六十八条の三の十までにおいて同じ。）とみなして、同法第八十二条の七の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「額の全部」とあるのは、「額（租税特別措置法第六十八条の三の八第一項（特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について納付するものとみなされる部分の金額

（新設）

を含む。）の全部」とする。

2 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託に係る同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第八十二条の七第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、前項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該特定信託の政令で定める計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の三の九 第六十八条の三の七第一項の規定の適用があつ

た特定信託に係る特定外国子会社等につき第一号から第三号までに掲げる事実が生じた場合又は当該特定信託に係る同項に規定する外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の額（第二号及び第三号に掲げる金額を含む。）の支払（第二号及び第三号に掲げる事実を含む。）を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合で、当該特定信託のその事実が生じた日を含む計算期間開始の日前五年以上以内に開始した各計算期間（以下この項において「前五年以上の各計算期間」という。）において当該特定外国子会社等の課税対象留保金額で同条第一項の規定により前五年以上の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前五年以上の各計算期間において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。）があ

（新設）

るときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国子会社等又は当該外国関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる金額のうち当該特定信託に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該特定信託のその事実が生じた日を含む計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 利益の配当又は剰余金の分配の額の支払　その支払う利益の配当又は剰余金の分配の額

二 法人税法第二十四条第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付　その交付をする金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち同法第二条第十六号に規定する資本等の金額を超える部分の金額

三 法人税法第二十四条第二項各号に掲げる事実　当該各号に掲げる金額

四 当該特定信託の受託者である内国法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる利益の配当若しくは剰余金の分配の額の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付若しくは同条第二項各号に掲げる事実　その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又は同条の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配の額とみなされる金額

2 第六十六条の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項

「とあるのは「第六十八条の三の九第一項」と、「課税済留保金額に係る事業年度」とあるのは「課税済留保金額（同項に規定する課税済留保金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）」と、「事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」とあるのは「計算期間以後の各計算期間の特定信託確定申告書（同法第二条第三十一号の三に規定する特定信託確定申告書をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「同項の規定の」とあるのは「第六十八条の三の九第一項の規定の」と、「事業年度の確定申告書等」とあるのは「計算期間の特定信託確定申告書」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十八条の三の九第一項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「につき第一項」とあるのは「につき同条第一項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定の適用があつた特定信託の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十二条の五第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

第六十八条の三の十 特定信託が第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十八条の三の八第一項の規定により特定信託の受託者である内国法人が当

（新設）

該特定信託の信託財産について納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各計算期間の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の七 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に、資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき特定不動産等（特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。）又は指名金銭債権をいう。以下この条において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たすものを取得した場合には、当該特定不動産等の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の二十五とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一とする。

一 次に掲げるすべての要件

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定資産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の七 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社（同法第三条の登録を受けたものに限り。）が、同法の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に、同法第四条第一項第四号に規定する資産流動化計画に基づき同法第二条第一項第一号に規定する不動産又は同項第二号に規定する指名金銭債権（以下この条において「特定資産」という。）を取得した場合には、当該特定資産の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 所有権の移転の登記 千分の二十五
- 二 質権又は抵当権の移転の登記 千分の一

イ 資産の流動化に関する法律第三条第一項の規定による届出を行つてゐること。

ロ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二条第十項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること。

ハ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

二 特定不動産等の価額（資産の流動化に関する法律第三条第三項第三号に規定する契約書に記載されている価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該特定目的会社が保有する同法第二条第一項に規定する特定資産の価額の合計額に占める割合が百分の五十を超えていること。

（株式分割等に係る株券の印紙税の非課税）

第九十一条の四 証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた商法第二百十八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議又は同法第三百四十二条第一項の規定による商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）附則第十六条第一項に規定する一単位の株式の数（以下この項において「一単位の株式の数」という。）の変更に係る株主総

（株式分割等に係る株券の印紙税の非課税）

第九十一条の四 証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた商法第二百十八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議又は同法第三百四十二条第一項の規定による商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）附則第十六条第一項に規定する一単位の株式の数（以下この項において「一単位の株式の数」という。）の変更に係る株主総

会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に作成する印紙税法別表第一第四号に掲げる株券（以下この条において「株券」という。）のうち、次に掲げるもの（当該株式の分割の日又は一単位の株式の数の変更の日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

2
（略）
一、三（略）

会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に作成する印紙税法別表第一第四号に掲げる株券（以下この条において「株券」という。）のうち、次に掲げるもの（当該株式の分割の日又は一単位の株式の数の変更の日の属する事業年度（法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。）において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

2
（略）
一、三（略）